

基本計画に基づく施策の推進成果

建設業における墜落・転落災害防止対策の充実強化 に関する実務者会合報告書概要



厚生労働省

労働災害発生状況

- 建設業における労働災害は長期的には減少しているものの、未だに300人近くの方が亡くなっている(令和3年は288人)。
- 建設業における死亡災害、死傷災害で最も多い災害は墜落・転落災害であり、死亡災害では約4割、死傷災害の3割を占めている。
- 建設業における死亡災害を墜落箇所別に見ると、屋根等の端・開口部からが約3割、足場からが約2割を占めている。その他、はしご、脚立からの墜落・転落災害が近年増加している。

災害の特徴と課題

- 屋根等の端・開口部からの墜落・転落災害では、特に小規模工事において、対策を実施するためのノウハウの不足等から手すり等の設置や要求性能墜落制止用器具の使用等、法令上の措置が不十分。
- 足場での通常作業中の墜落・転落災害では、手すり等がなく、足場の安全点検が行われていない事例が散見されている。
- 一側足場にあっては、法令上手すり等の設置義務がない。
- 足場の組立・解体中の墜落災害では、手すり等がない場合に墜落制止用器具を親綱にかけておらず転落したケース等が認められた。

講ずべき対策

*は法令改正事項

- 1. 屋根・屋上等の端・開口部からの墜落・転落防止対策
- マニュアルの作成・普及
 - ・ 最新の木造家屋建築工事における墜落等防止対策
 - ・ はしご・脚立(内装工事を含む)からの墜落防止対策
 - ・ 2 m未満の低所からの墜落転落防止対策
- 2. 足場での通常作業中の墜落・転落防止対策
- 足場点検の確実な実施
- * あらかじめ点検実施者を指名(作業開始前及び組立て等後点検)
- * 点検実施者の氏名の記録及び保存(組立て等後点検)
- ・ 組立て等後点検実施者は足場の組立て等作業主任者で能力向上教育を受講した者等を推奨、点検実施者の能力と労働災害や法令違反 との関係について調査・検討

○ 一側足場の使用範囲の明確化

- * 本足場の設置に十分なスペースがある場合には、本足場を使用することを原則
- 3. 足場の組立・解体中の墜落・転落防止対策
- 作業手順の遵守徹底
 - ・ 足場の組立・解体作業時における正しい作業手順の遵守の徹底
- 手すり先行工法等の普及促進
 - ・ 「手すり先行工法等に関するガイドライン」の内容の充実(足場部 材の最新の安全基準の反映等)、周知・指導とフォロー

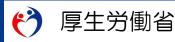
4. 足場の壁つなぎの間隔

くさび緊結式足場での壁つなぎ間隔等について、足場に関する科学 的知見の収集とデータに基づいた対応

将来の課題

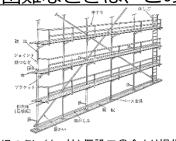
・ デジタル技術等新技術の活用・反映、高所作業従事者の安全衛生教育の在り方の情報収集等

改正労働安全衛生規則について

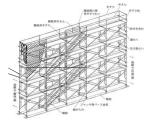


1 一側足場の使用範囲を明確化

主に狭あいな現場で使用される<u>一側足場</u>については、その構造上、安衛則に定める手すりの設置等の墜落防止措置が適用されないところ、一側足場からの墜落・転落災害が発生している(※)ことを踏まえ、本足場を使用するために十分幅がある場所(幅が1メートル以上の場所)においては、本足場の使用を義務付けるもの。ただし、つり足場を使用するとき、又は障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは、この限りではないこととするもの。







一側足場の例 ((一社)仮設工業会より提供)

本足場の例 ((一社)仮設工業会より提供)

(※) 令和元年~3年に発生した足場からの墜落・転落による 死亡災害56件のうち、8件が一側足場からのもの。

2 足場の点検を行う際、点検者を指名することを義務付け

足場(つり足場を含む。以下同じ。)からの墜落・転落災害が発生している事業場においては、安衛則で義務付けられている足場の点検が行われていない事例が散見されていることを踏まえ、事業者又は注文者による足場の点検が確実に行われるようにするため、点検者をあらかじめ指名することを義務付けるもの。

3 足場の完成後等の足場の点検後に記録すべき事項に点検者の氏名を追加

事業者又は注文者が悪天候若しくは地震又は足場の組立て、変更等の後の足場の点検を行ったときに記録及び保存すべき事項(現行では当該点検の結果及び点検結果に基づいて補修等を行った場合にあっては、当該措置の内容)に、当該点検者の氏名を追加するもの。

4 施行日等

公布日:令和5年3月14日

施行期日:1については令和6年4月1日、2及び3については令和5年10月1日

建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けて(提言) 概要



〈基本的な考え方〉

「人材」で成り立つ建設業において、建設工事従事者の安全及び健康の確保は、建設工事の大前提であり、最優先事項であるとの認識のもと、建設工事における安全衛生経費の適切な支払いのための施策の具体化や継続的な進化に取り組む。

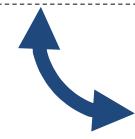
- ①安全衛生経費の「見える化」
- ②安全衛生経費に関する<u>意識改革</u>
- ③安全衛生経費の適切な支払いに向けた取組のフォローアップ・進化

〈安全衛生経費の適切な支払いのための実効性ある施策〉

- (1)「安全衛生対策項目の確認表」と安全衛生経費の内訳明示のための「標準見積書」の作成・普及
- 〇元下間における安全衛生対策の認識のズレの解消や安全衛生意識の共有を図るため、建設工事の工種毎に安全衛生対策項目の確認表を作成し、その普及を図る
- ○下請企業が元請企業(直近上位の注文者)に対して提出する見積書について、従来の総額によるものではなく、その中に含まれる安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」を作成し、その普及を図る

WGを設置し、具体的に検討(令和4年~)

- (2) 安全衛生経費の重要性・必要性に関する戦略的広報
- ○適切な安全衛生経費の確保のためのリーフレットの充実
- ○インターネットやソーシャルメディアでの情報発信
- 〇安全衛生経費の確保に関するポスターの作成·配布
- ○全国安全週間などでの集中的な広報
- ○発注者向けのリーフレットの作成
- ○一人親方向けのリーフレットの作成

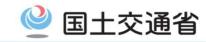


(3) 施策を体系的に進めるための仕組み構築

- 〇安全衛生経費の実態に関する<u>フォローアップ調査</u>
- ○人材の育成
- ○各主体がまとめたガイドブック、事例等をホームページで一元化
- 〇建設業法第19条の3の徹底



安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG



設置趣旨

「建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者検討会」においてとりまとめられた、「建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けて(提言)」を踏まえ、「安全衛生対策項目の確認表」と安全衛生経費の内訳明示のための「標準見積書」の作成・普及に関して検討するため設置。

検討内容(主なもの)

- ○「安全衛生対策項目の確認表」
- ○安全衛生経費の内訳明示のための「標準見積書」
- 〇安全衛生経費の重要性・必要性に関する戦略的広報 等

構成員

(令和5年3月現在) ◎:座長

■学識経験者

◎蟹澤 宏剛 芝浦工業大学建築学部建築学科 教授

■関係団体

青木 富三雄 (一社)住宅生産団体連合会 環境·安全部長

池田 浩和 (一社)JBN·全国工務店協会 副会長

尾下 真規 (一社)日本建設業連合会

安全委員会 安全対策部会専門委員

田久 悟 全国建設労働組合総連合 労働対策部長

土屋 良直 建設業労働災害防止協会 上席調査役

東尾 正 全国仮設安全事業協同組合 専務理事

藤巻 雄一 (一社)全国建設業協会 労働問題専門委員会委員

細谷 浩昭 建設労務安全研究会 理事長

柳澤 庄一 (一社)建設産業専門団体連合会 専務理事・事務局長

山谷 朋彦 (一社)全国中小建設業協会 理事



第1回WG 和4年11月11日

検討経緯

令和4年11月11日 第1回 WG

・WGの設置、これまでの取組状況と今後の進め方、 確認表作成工種(案)と検討の進め方(案)、令和4年度のスケジュール

令和5年2月1日 第2回 WG

・確認表作成の検討体制(報告)、安全衛生対策項目の確認表(案)、 広報に関する事項

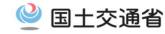
令和5年3月23日 第3回 WG

安全衛生対策項目の確認表(案)、広報に関する事項

* 令和5年度(予定)

・安全衛生経費の内訳明示のための「標準見積書」等に関する検討、作成等

社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン(概要)



○「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」は、建設業における社会保険の加入について、元請企業及び下請企業がそ れぞれ負うべき役割と責任を明確にし、建設企業の取組の指針とするべきものとして策定

○同ガイドラインは、平成24年7月に通知し(課長通知)、同年11月1日に施行(令和4年4月1日最終改訂)

元請企業の役割と責任

社会保険については関係者を挙げて取り組むことが求められており、元請企業においても下請企業に対する指導等の取組を講じる必要

○下請企業について保険加入の確認・指導等

- 選定の候補となる建設企業について社会保険の加入状況を確認し、未加入 である場合には、早期に加入手続を進めるよう指導を行う
- 社会保険の全部又は一部に適用除外ではなく未加入である建設企業を下請 企業に選定しないとの取扱いを徹底
- 建設キャリアアップシステムに登録している企業を選定することを推奨

〇法定福利費の適正な確保

- 見積時から法定福利費を必要経費として適正に確保する必要があり、法定福利 費を内訳明示した見積書の提出について、下請企業に対する見積条件に明示す るとともに、提出された見積書を尊重すること
- 元請負人が、法定福利費相当額を一方的に削減したり、労務費そのものや他の 費用で減額調整を行うなど、実質的に法定福利費相当額を賄うことができない金 額で建設工事の請負契約を締結することは厳に慎むべき

下請企業の役割と責任

従業員の社会保険加入義務を負っているのは雇用主であるため、下 請企業自らが積極的にその責任を果たすことが必要不可欠

〇雇用する労働者の適切な社会保険への加入

• 労働者である社員と請負関係にある一人親方の二者を明確に区別した上 で、労働者である社員については社会保険加入手続を適切に行うことが 必要

〇元請企業が行う指導等への協力

元請企業の指導が建設工事の施工に携わる全ての下請企業に行き渡る よう、元請企業が行う指導に協力する

〇法定福利費の適正な確保

自ら負担しなければならない法定福利費を適正に見積り、法定福利費を内 訳明示した見積書を注文者に提出するとともに、業務の一部を再下請負さ せる場合は、再下請負人の法定福利費を適正に確保する

○現場に入場する作業員について保険加入の確認・指導等

- 新規入場者の受け入れに際して、各作業員について作業員名簿の社会 保険欄を確認し、未加入等が発覚した場合には、作業員名簿を作成した 下請企業に対し、作業員を適切な保険に加入させるよう指導する
- 情報の真正性が確保されている建設キャリアアップシステムの登録情報 を活用し、同システムの閲覧画面等において社会保険加入状況の確認を 行うことを原則化
- 書面にて保険加入状況の確認をする場合、社会保険の標準報酬決定通 知書等のコピーを提示させ真正性の確保に向けた措置を講ずること
- 一人親方として下請企業と請負契約を結んでいるため「雇用保険」に加入 していない作業員がいる場合、元請企業は下請企業に対し、一人親方と の関係を記載した再下請負通知書及び請負契約書の提出を求め、請負 契約書の内容が適切かどうかを確認するとともに、一人親方本人に対し、 現場作業に従事する際の実態を確認する

一人親方について

○働き方自己診断チェックリストの活用

- 建設企業との契約の形式が請負契約であっても、実態が当該建設企業の指揮 監督下において労務を提供し、労務の提供として対価が支払われるものである 場合、当該契約は建設工事の完成を目的とした請負契約に当たらないため、建 設業法の適用を受けないことに留意
- 働き方を確認し、その結果に応じて、雇用契約の締結・社会保険の加入を行うよ う当該建設企業に求めること

○事業者としての立場

- 一人親方が建設企業と請負契約を締結する際に、当該請負契約が建設工事の 完成を目的とした内容である場合、事業者として当該工事に責任を持って施工 する必要があるため、建設業法等を遵守し、取引の適正化、工事費には必要経 費を適切に反映した請負代金の確保に努める
- ・ 見積書を事前に交わすことや請負契約書を書面で交付することを徹底しなけれ 5 ばならない